



みみセンターだより



自動車税・自動車取得税の減免制度の改正 に関するお知らせ

身体等に障害のある方への自動車税・自動車取得税の減免制度が、平成25年4月1日から一部改正されます。

～改正内容～

1. 身体障がい者等の方のために運転する家族について

生計を一にする
同居の家族のみ

改正後

生計を一にする家族
(同居・別居は問わない)

○別居の場合は、扶養関係にあることが条件
(扶養関係にある方の同居の家族も含む)
となります。

※扶養関係が分かる書類(健康保険証、源泉徴収票等)で内容を確認します。

2. 自動車税の減免申請時期(減免額)について

納期限後に身体障害者手帳等の
交付を受けた場合



翌年度以降に
減免申請を受付

改正後

納期限後に身体障害者手帳等の
交付を受けた場合



随時(当該年度の2月末日まで)
申請を受付

○減免額は、申請の翌日からの月額となります。

※申請の受付は、自動車税の納税義務がある場合に限りです

【お問い合わせ先】

山形県総務部税制課

TEL/FAX: 023-630-2005

★お知らせ★

産休中の職員、今野法子に赤ちゃんが生まれました！

1月14日生まれの元気な女の子。母子ともに健康だそうです！

元気にすくすくと育ててほしいですね。



